

令和7年度税制改正に関する要望

【要望項目説明資料】

令和 6 年 9 月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

- ① NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること
- ② 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること
- ③ NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る対象商品の要件を見直すこと、金融機関変更時の即日買付を可能とすること等のNISAの利便性向上のための所要の措置を講ずること

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
 - 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
 - 拠出限度額の引上げ
 - 「キャッチアップ拠出」の創設
 - マatching拠出の弾力化
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 特別法人税の撤廃
 - 「生涯拠出枠」の創設と毎月・毎年の拠出額の柔軟化(中長期的な課題)
- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
 - 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和
 - 中途引出要件の緩和
 - 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
 - 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること
 - 中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る物納要件、相続税評価額等の見直し

- ① 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

IV スタートアップを支援するための税制措置

1. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

2. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

3. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① グループ通算制度を採用する株式会社において、スピノフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと
- ② 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ④ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること
- ⑤ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること
- ④ クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、以下の措置を講ずること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
 - 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
- ② 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ④ 投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
- ⑤ 投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること

V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

4. 事務手続の簡素化及び効率化

- 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

5. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

6. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

VI SDGs推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

【要望】

NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

金融機関における費用負担

- 金融機関においては、新しいNISAの導入に伴い、年間投資枠や非課税保有限度額の管理・対象商品の管理等をはじめとして、制度要件を満たすための様々な対応が求められており、システム改修や業務委託等で費用面での負担が生じている。
- 2026年からは税務当局への前年末時点の非課税保有額(簿価)の報告が始まる予定であり、当該報告にはクラウド業者に対して利用料等を支払う必要があり、更なるコストが発生する見込みである。



金融機関がNISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備(サステナビリティの向上)及び顧客へのNISAに係るサービスの充実に向けて、**金融機関の負担軽減のための措置を講じていただきたい。**

【参考】国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の 総合的な推進に関する基本的な方針

(令和6年3月 15 日閣議決定)(抜萃)

より幅広い層が個々人のライフプランやライフステージに応じて適切に新しいNISAを利用できるよう、官民連携による積極的な広報を展開し、普及・活用を促進していく。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上やサービスを提供する金融機関の負担軽減に取り組んでいくとともに、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングにも取り組む。

【要望】

累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における顧客の所在地確認（以下「当該所在地確認」という。）につき廃止又は簡素化すること

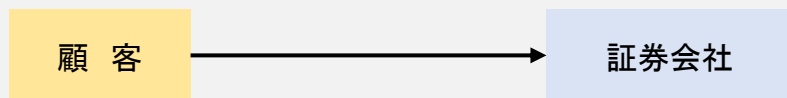
（1）当該所在地確認につき廃止すること

現行、証券会社等は、一定の時期ごとにNISA開設顧客の所在地確認を行う必要があり、顧客もこれに応じる必要がある。

【現行の所在地確認の方法】（租税特別措置法施行令第25条の13第17項各号）

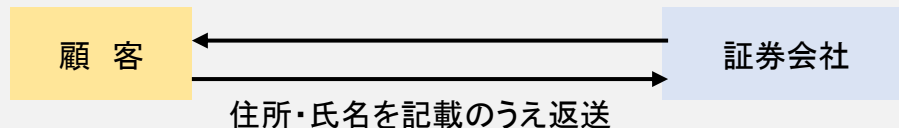
（第1号）

住所等確認書類の提示または
マイナンバーカードのICチップ読取り



（第2号）

転送不要郵便による書類の送付



（参考）所在地確認が必要となる現行NISA制度の口座数

2023年末時点で**約2,100万口座**（うちつみたてNISA口座**約974万口座**）（金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2023年12月末時点）」）

なお、顧客・金融機関に多大な負担が生じる所在地確認を行わずとも、以下の点から、税務当局において容易にその目的を達することは可能であると考えられる。

- すべてのNISA口座はマイナンバーと紐づけられており、これを用いて税務当局において所在地の把握が常に可能。
- NISAは毎年1月に基準額提供事項の認定クラウド事業者を通じた提供を行うこととなっており、その際に税務当局においてマイナンバーを用いた名寄せ及び住所変更や死亡・出国等に係る確認が可能と考えられる。

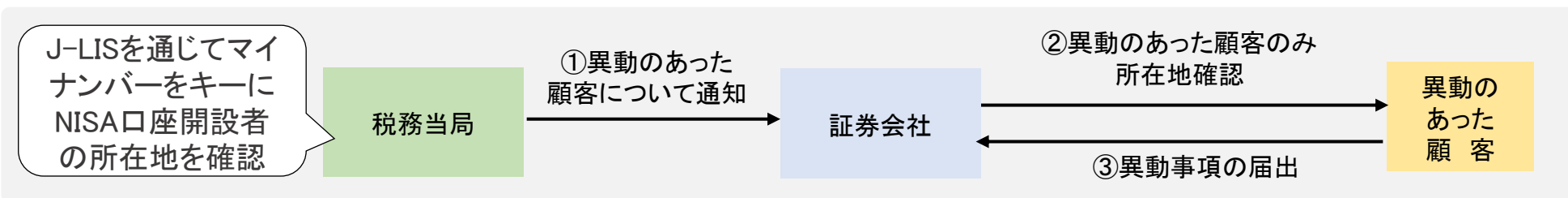
顧客の利便性向上及び投資家の税務手続適正化のため、当該所在地確認を廃止していただきたい。

（※特に、つみたてNISAは2024年以降新規買付けができず、所在地確認の意義は低いと考えられる。）

(2) 当該所在地確認を廃止しない場合は、事務を簡素化すること

税務当局はJ-LISを通じてマイナンバーをキーにNISA口座開設者の所在地を確認できることから、顧客の利便性向上及び投資家の税務手続適正化のため、以下のとおり、

当該所在地確認に係る事務を簡素化していただきたい。

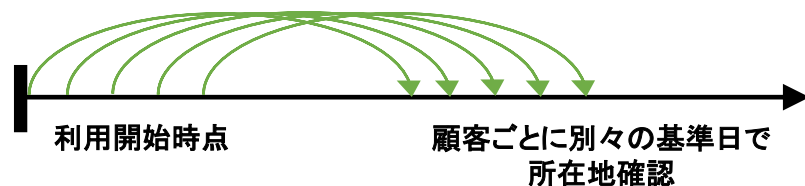


(3) 当該所在地確認を廃止しない場合は、基準日につき一律に定め、手続の頻度を減らすこと

顧客ごとに異なる基準日で所在地確認を実施することは、税務当局、証券会社等、顧客など全ての関係者においてに非常に大きい事務負担となることから、

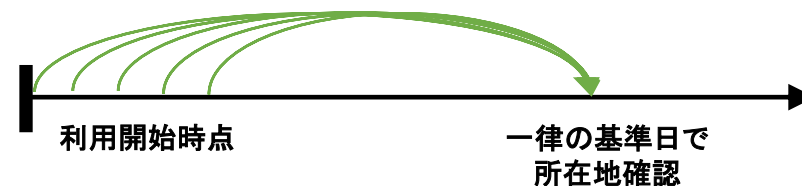
所在地確認は、一律の基準日に一斉に行うこととしていただきたい。

【現行の所在地確認】



顧客ごとに、つみたてNISA及び新しいNISAを利用開始してから10年後の日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)に所在地確認

【見直し案】



一律の基準日に一斉に所在地確認

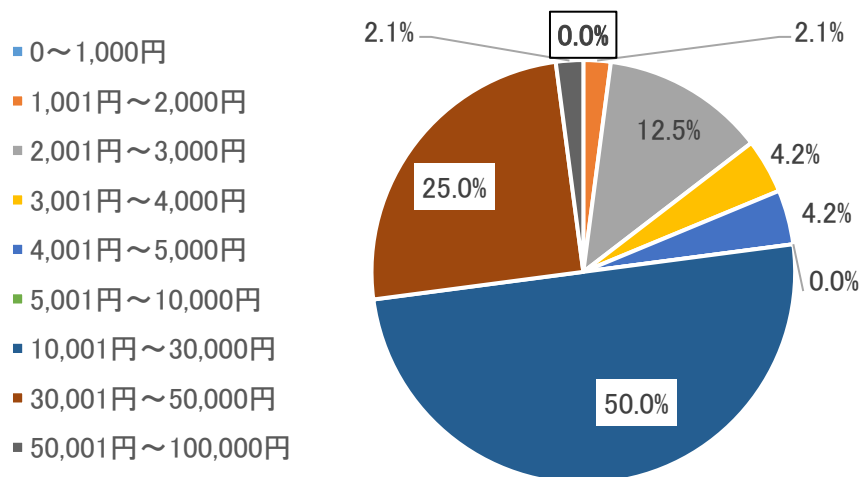
【要望】

NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る対象商品の要件を見直すこと、金融機関変更時の即日買付を可能とすること等のNISAの利便性向上のための所要の措置を講ずること

(1) つみたて投資枠におけるETFに係る要件の見直し

- 最低取引単位等に係る要件の緩和やアクティブETFを対象として追加することにより、つみたて投資枠において幅広くETFが利用可能となる。

【ETF※の最低取引単位に係る要件適合状況】



最低取引単位が現行の要件(1口1,000円以下)に適合するETF※は存在せず、共有持分に投資できる仕組み(るいとう)が前提とされているため、証券会社等における取扱いが限定的。

※2023年末時点で上場している国内籍ETFのうち連動指数がつみたて投資枠の要件を満たしているもの(48本)をいう。

出所: 投資信託協会

【つみたて投資枠対象商品に係る定義】

上場株式投資信託(ETF)

- 上場している株式投資信託のうち、告示で定める指数に連動することを目的としているなど、一定の要件を満たすもの

公募株式投資信託

- 公募株式投資信託(「上場株式投資信託」に該当するものを除く)のうち、一定の要件を満たすもの

東京証券取引所では、2023年にアクティブETFの上場制度を整備し、これまでに11銘柄が上場。しかし、現行のETFの定義は指数連動型ETFを念頭に置いており、アクティブETFは対象外。また、公募株式投資信託の定義ではETFを除いているため、公募アクティブファンドの定義を準用することもできない。

(2) つみたて投資枠における指定インデックスの追加

- 既に広く浸透していると考えられる指数や長期・積立・分散投資に適した指数等を追加することで、投資家の多様なニーズに応えることが可能となる。

【単一指数の採用・利用状況】		つみたて投資枠※ ¹	全ファンド (2023年12月末時点)※ ²
対象資産	対象地域	対象指数の数	対象指数(利用指数)の数
株式	日本	4	83
	うちESG関連	0	12
	米国	2	34
	うちESG関連	0	3
	先進国	4	10
	うちESG関連	0	7
	グローバル	2	34
	うちESG関連	0	1
	その他の国・地域	3	30
不動産投信	日本	0	14
	うちESG関連	0	3
	米国	0	2
	先進国	0	2
	グローバル	0	2
	その他の国・地域	0	4
債券	国内外	0	51
	うちESG関連	0	1
資産複合	国内外	0	9
	うちESG関連	0	3
計	-	15	275

【つみたて投資枠で採用されていない単一指数の例※³】

・ JPXプライム150指数※⁴ (3本、210億円)

・ MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数 (6本、165億円)

・ S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数 (3本、405億円)

・ ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価 (27本、6,425億円)

・ NASDAQ100 (17本、4,171億円)

・ S&P 500配当貴族指数 (13本、3,224億円)

・ Solactive GBS United States 500 (1本、6億円)

・ 東証REIT指数 (65本、2兆7,234億円)

・ FTSE World Government Bond Index (87本、1兆8,660億円)

※¹ 告示別表第一で列挙されている単一指数(単独で組成可能な指数)の数を記載。
 ※² 「インデックス型」に分類される全公募株式ファンドのうちの指数のみに連動するものについて、同日直近時点で公表されている資料に基づく。
 ※³ カッコ内の数字は当該指数に連動するファンドの本数と純資産総額の合計。
 (JPXプライム150指数のみ2024年4月末時点。他の指数は2023年12月末時点。)
 ※⁴ JPXプライム150指数は2023年7月より算出開始。2024年1月より連動商品が登場。

(3) 投資信託に係るその他の要件の見直し、その他NISAの利便性向上のための所要の措置を講ずること

- アクティブ型投資信託に係る実績要件やデリバティブ要件を見直すことで、家計の安定的な資産形成に資する商品をより幅広く提供可能となる。
- その他、金融機関変更時の即日買付を可能とするなど、NISAに関する手続き等について所要の措置を講ずることで、NISAの利便性向上を図る。

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

【要望】加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ

iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- 現行、加入可能年齢は企業型DCが70歳未満、iDeCoが65歳未満。
- 改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業確保措置が努力義務とされた。

⇒今後、高年齢者の勤労意欲と、高年齢者の豊富な経験、卓越した技術、優れた知見の活用ニーズを結びつける制度的対応として、iDeCoの加入可能年齢の拡大を検討すべきではないか。

受給開始年齢上限の引上げ

- 70歳まで加入可能となった場合（企業型DCは既に加加入可能）、受給開始までの期間が短いと十分な拠出・運用ができない可能性がある。

⇒掛金拠出と運用を一定期間確保するためにも、企業型DC及びiDeCoの受給開始年齢の引上げが重要。

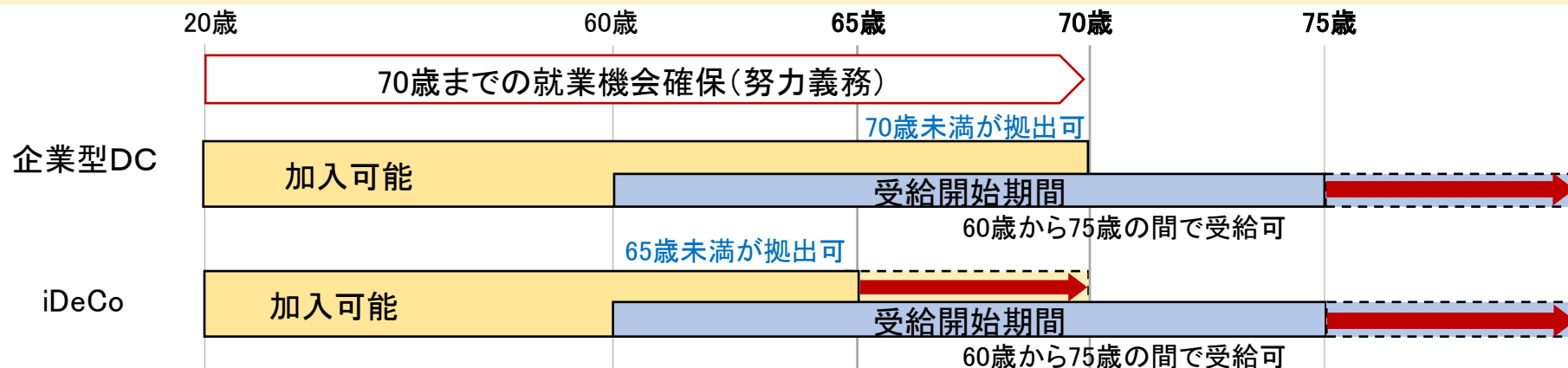
【参考】「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）抜萃

個人型確定拠出年金（iDeCo）の改革

iDeCo制度は、加入した個人自らが定めた掛金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、年末にかけて議論される予定の年金改革の中で、iDeCoについては、加入可能年齢の上限の引上げのみならず、資産形成の必要性に応じた拠出限度額の引上げ、NISAの普及も踏まえた制度の分かりやすさや加入者の手続の簡素化等の利便性向上を追求する等、大胆な改革を検討し、結論を得る

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）抜萃

iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手続の簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む



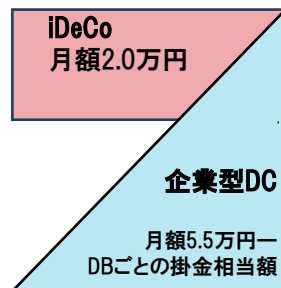
(注)企業型DCの加入可能年齢(70歳未満まで)及び受給開始年齢(75歳まで)の引上げは、労使合意による規約の変更が必要。

【要望】

拠出限度額の引上げ

- 企業年金の有無による公平性確保の観点から、拠出限度額から事業主掛金(企業型DC・DB)を差引いた金額を、iDeCoの拠出可能額(穴埋め型)としてはどうか。
- 加えて、高齢期に必要な資産額を確保し、拠出限度額の分かりやすさの観点から、例えば、拠出限度額は月額10万円(年間120万円)に引上げてはどうか。

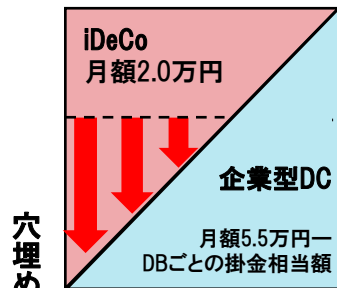
企業年金(企業型DC・DBの両方又はいずれか)を実施している場合



2024年12月～

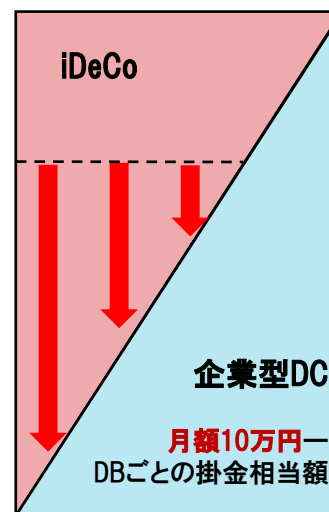
更なる公平性の確保のため
「穴埋め型」の導入

企業年金(企業型DC・DBの両方又はいずれか)を実施している場合



資産確保と分かりやすさのため
「拠出限度額の引上げ」

企業年金(企業型DC・DBの両方又はいずれか)を実施している場合

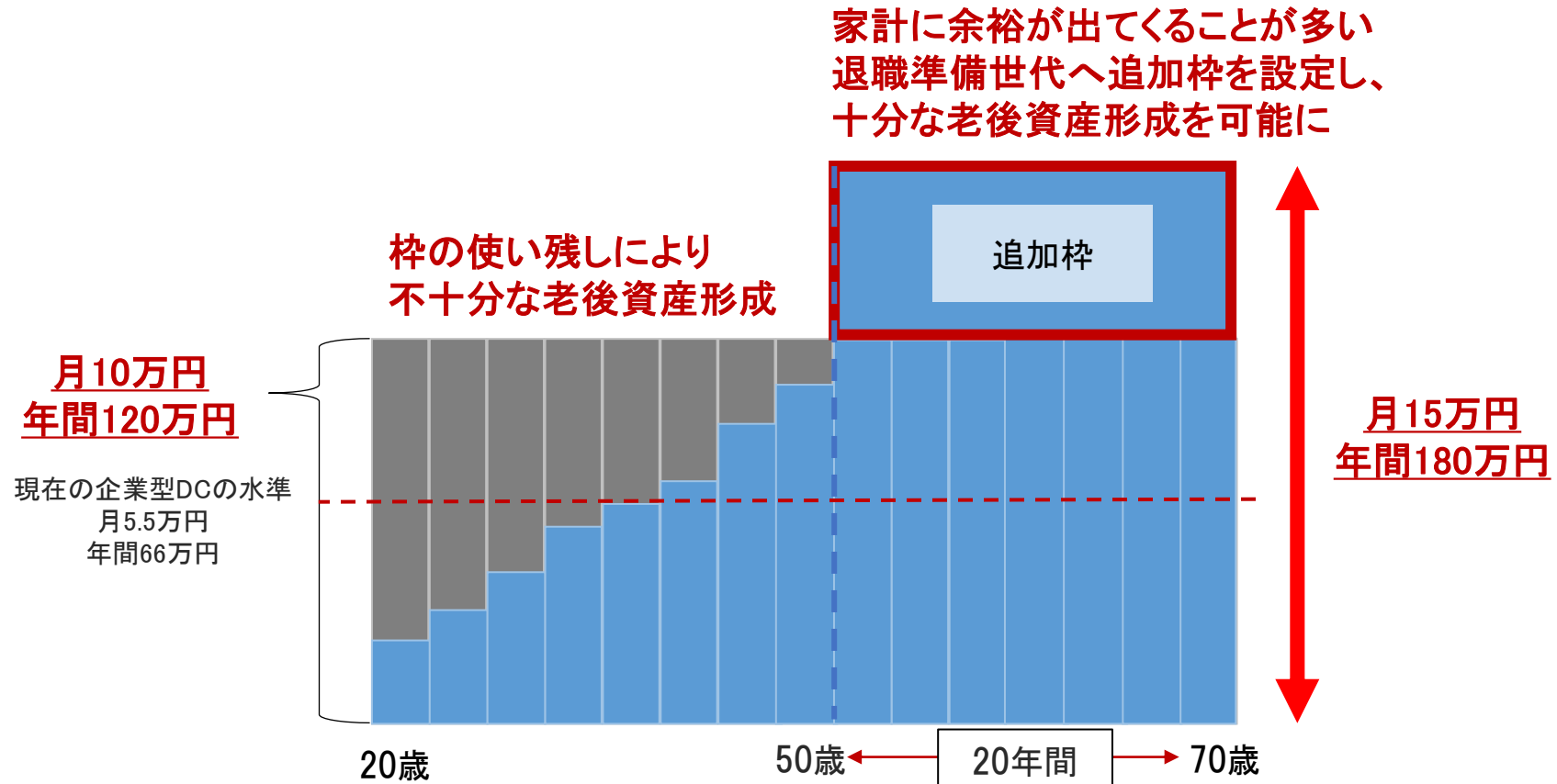


【要望】

「キャッチアップ拠出」の創設

- 若年時ほど拠出額が少額であること、また就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者（特に団塊ジュニア世代）がおり、退職後に向けた資金形成が不十分なおそれがある。
- そこで、50歳以上の者については、「キャッチアップ拠出」を設け、拠出限度額を月15万円（年間180万円）に引き上げてはどうか。

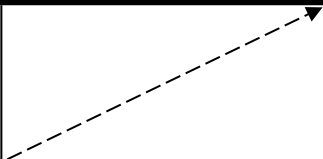
拠出限度額引き上げ・キャッチアップ拠出のイメージ



【要望】

マッチング拠出の弾力化

- 現行制度では、従業員は事業主掛金を超える金額を拠出できないため、若年層など事業主掛金が少額にとどまる場合、拠出限度額の使い残しが生じてしまい、自助努力による資産形成が阻害されている。
- ⇒ 従業員に対してDC加入のメリットを訴求し、自助努力のインセンティブ向上につなげる観点から、事業主掛金の額にかかわらず、**拠出限度額内でのマッチング拠出を可能としてはどうか。**

現 行	月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
使い残し		加入者掛金 (0～19,000円)
加入者掛金 (0～8,500円)		
事業主掛金 (例：8,500円)		事業主掛金 (例：8,500円)

現行では事業主掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が事業主掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

事業主掛金の額にかかわらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

【要望】

老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能、もしくは、要通算加入期間を2分の1としてはどうか。

現 行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注) 60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能。



案	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

【要望】

特別法人税の撤廃

現 行	特別法人税： 積立金に対して、1.173%(毎年) ～2026年3月末まで課税凍結	案	特別法人税を撤廃
-----	--	---	----------



<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、退職所得控除)	課 税	課 税	課 税 (収益部分)	課 税

②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

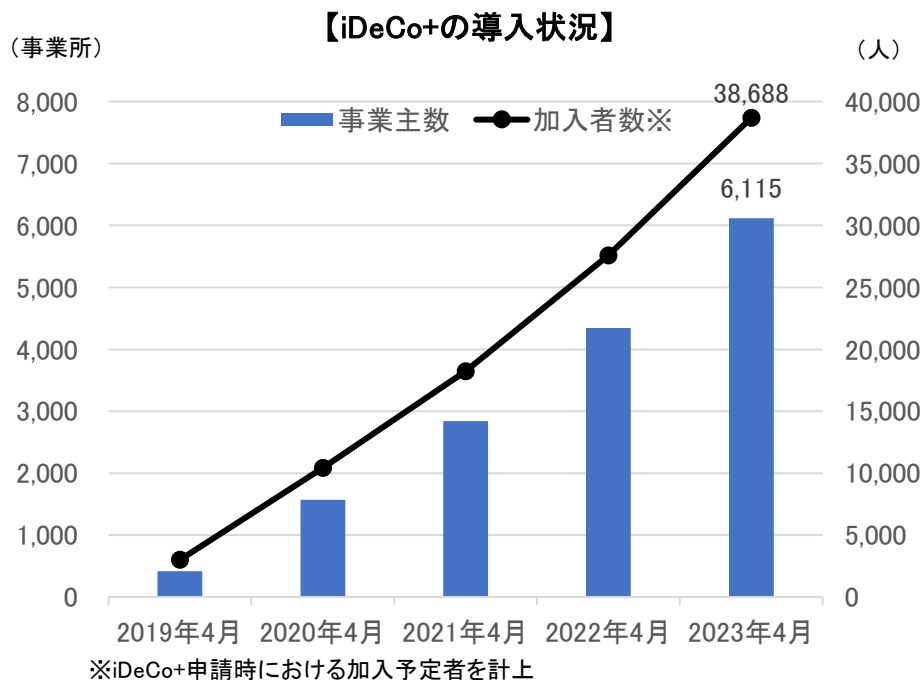
【要望】

中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和

➤ 2018年5月の制度開始以降、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在しており、増加傾向にある。

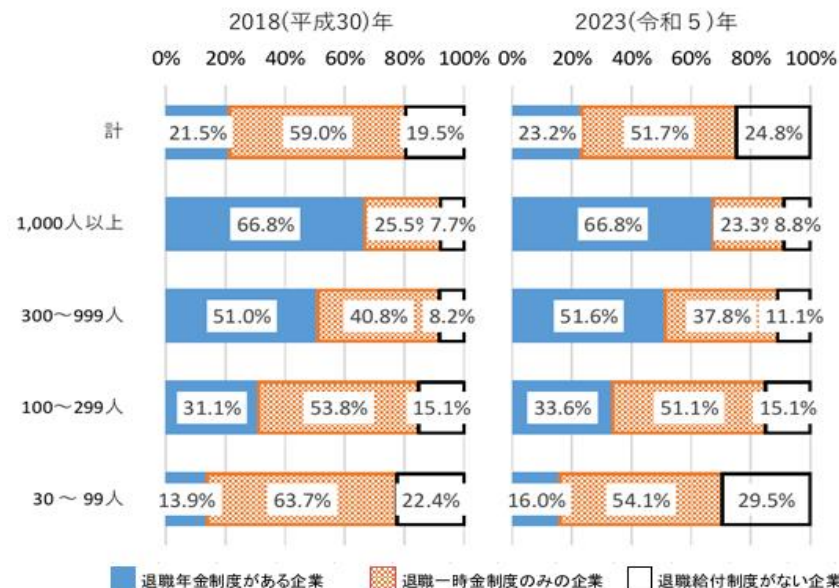
⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い。

⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、**中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和してはどうか。**



(出所)国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の状況」2019年～2023年分より

【退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別)】



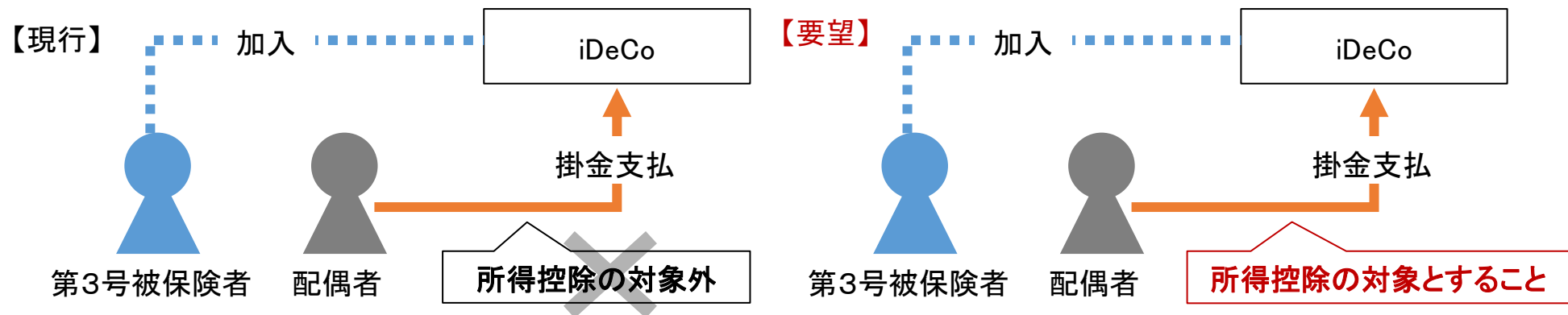
(出所)第10回 社会保障審議会年金部会、
第30回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2023年12月11日)

【要望】中途引出要件の緩和



【要望】国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

- iDeCoは、加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象となるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できない。
- ⇒ iDeCo加入者の裾野を広げ、自助努力による老後資金の確保を促すため、第3号被保険者のiDeCo掛金を配偶者等が拠出した場合には、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにする。



【要望】財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること

- 主に預金で運用する財形年金貯蓄は、超低金利の状況では、将来に向けた資産形成への寄与は低いものと考えられる。
- ⇒ 将来に向けた積極的な資産運用のために、財形年金貯蓄の残高(解約金)からiDeCoへの移換を可能とする。



【要望】

中途退職に伴う退職一時金について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

- これまで制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況。
- ⇒ 引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い。当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型DC又はiDeCoへの移換を認めてはどうか。

【企業年金のポータビリティの状況（2022年10月1日時点）】

		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は 専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
移換元	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移管 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし (退職一時金のみ)	・ <u>転職先のDC・DBへの移換不可</u> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>

転職前の企業年金制度の有無のみによって、企業型DCやiDeCo等への移換の可否が決定されてしまう

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る物納要件、相続税評価額等の見直し

【要望】

投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること

- 「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」の要件が、相続財産以外の相続人固有の資産までもも納税資金に含めて判定されるため、依然として物納利用のハードルが高い。

【物納の要件】

1. 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
2. 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

3. 『物納申請書』及び『物納手続関係書類』を期限までに提出すること

➤ 相続税物納申請書、物納財産目録、金銭納付を困難とする理由書、物納手続関係書類（振替株式等の所有者の振替口座簿の写し）

4. 物納申請財産が物納に充てることができる財産であること

（参考）物納等有価証券（上場株式）の異動状況【年度中の増加】

（出所）財務省 財務総合政策研究所

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数量(千株)	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253	6,803	10,389	3,545	3,033	1,961
台帳価格(億円)	195	67	10	2	254	0	16	6	379	309	46	66	50

【令和6年度税制改正大綱（抜萃）】

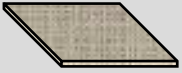
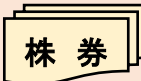
いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。

【要望】

資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額等を見直すこと

- 上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから、評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき。

相続税評価額

	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の <u>80%程度</u>
	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の <u>50~70%</u>
	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の <u>100%</u>
土地		
建物		
株券 上場株式		

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)

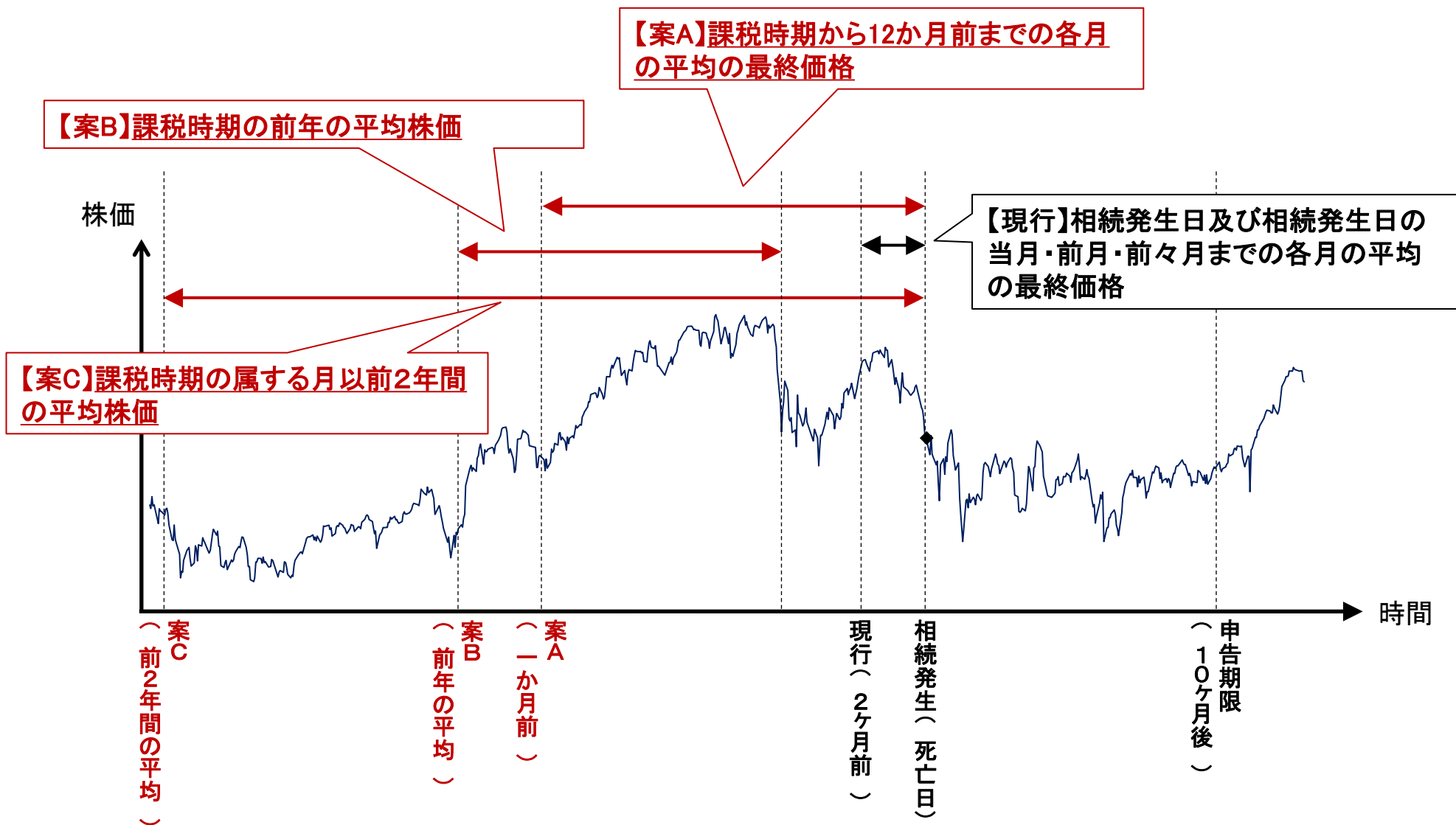


【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

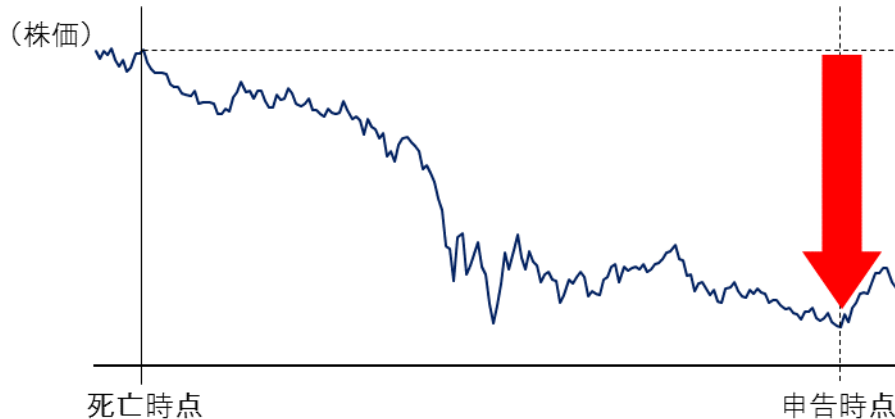
<具体案①>

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



<具体案②>

例えば、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講ずること



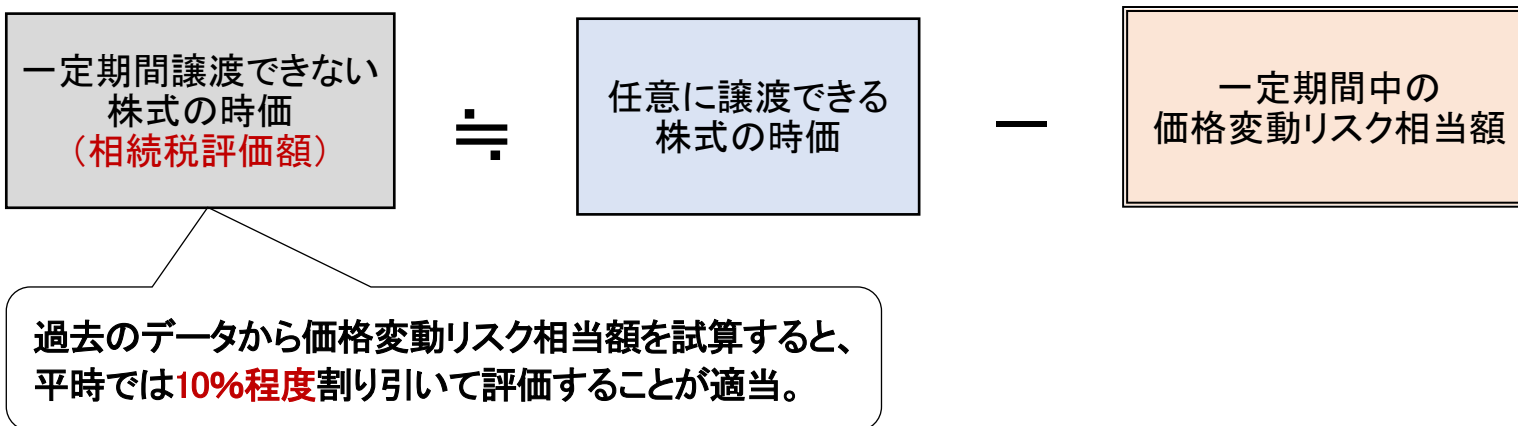
例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

- 相続発生時には上場していたものの相続手続中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)。
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

(注)平成29年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額(死亡時の時価)とされているため、仮に会社更生手続中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額(死亡時の時価)での物納が可能であり、救済になりうる。

<具体案③>

例えば、上場株式等の相続税評価額を、評価の安全性の概念を踏まえて、相続時から納付期限まで(10ヶ月間)の価格変動リスクを考慮して、一定の割引をしたものとする



(参考) 価格変動リスク相当額の試算

期間／日付	価格変動リスク相当額(割引率)
2016/1/4～5/31	約 7%～12%
リーマンショック時 (2008/10/27)	約 22%
東日本大震災時 (2011/3/15)	約 17 %

(注) 上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

(出所) 平成29年度税制改正要望(金融庁)作成資料(平成28年8月31日)

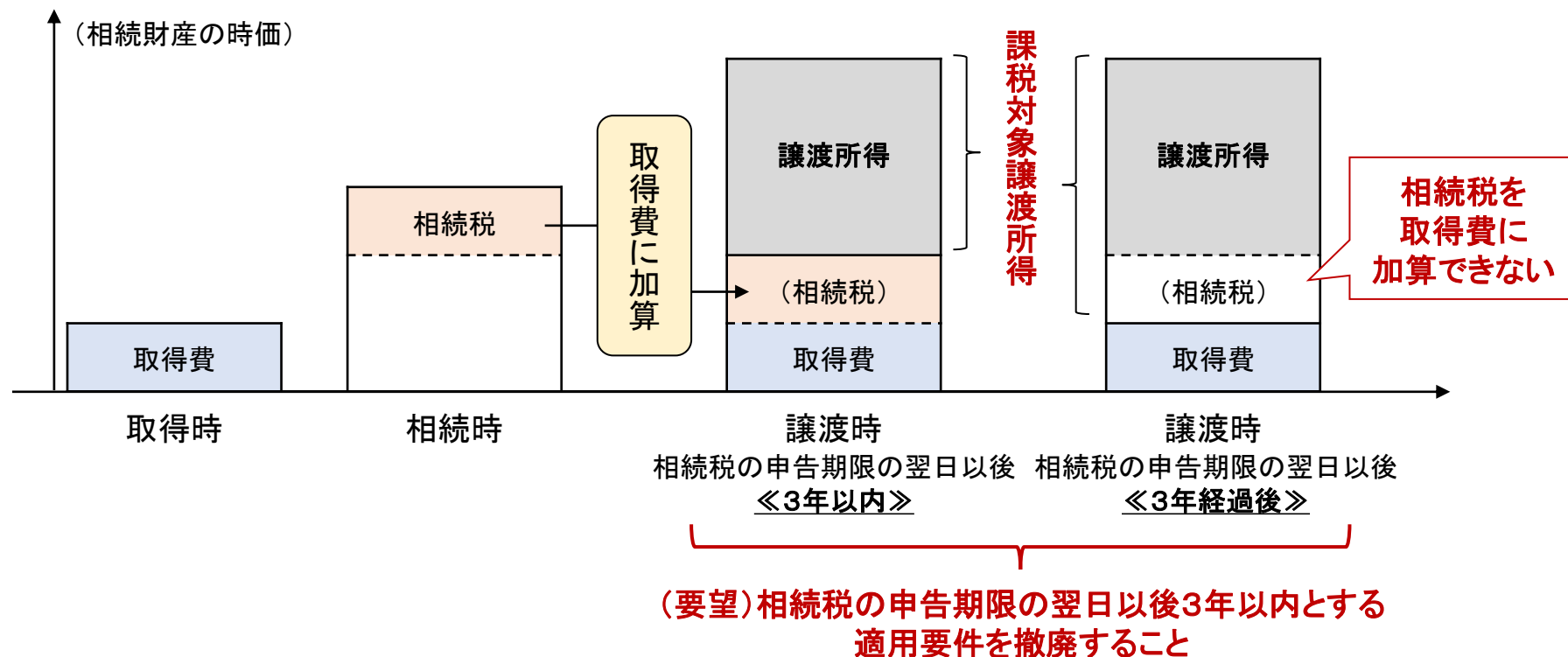
【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

(1) 相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

- 本特例は、3年以内に売却を行ったものに限定されているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となる。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)

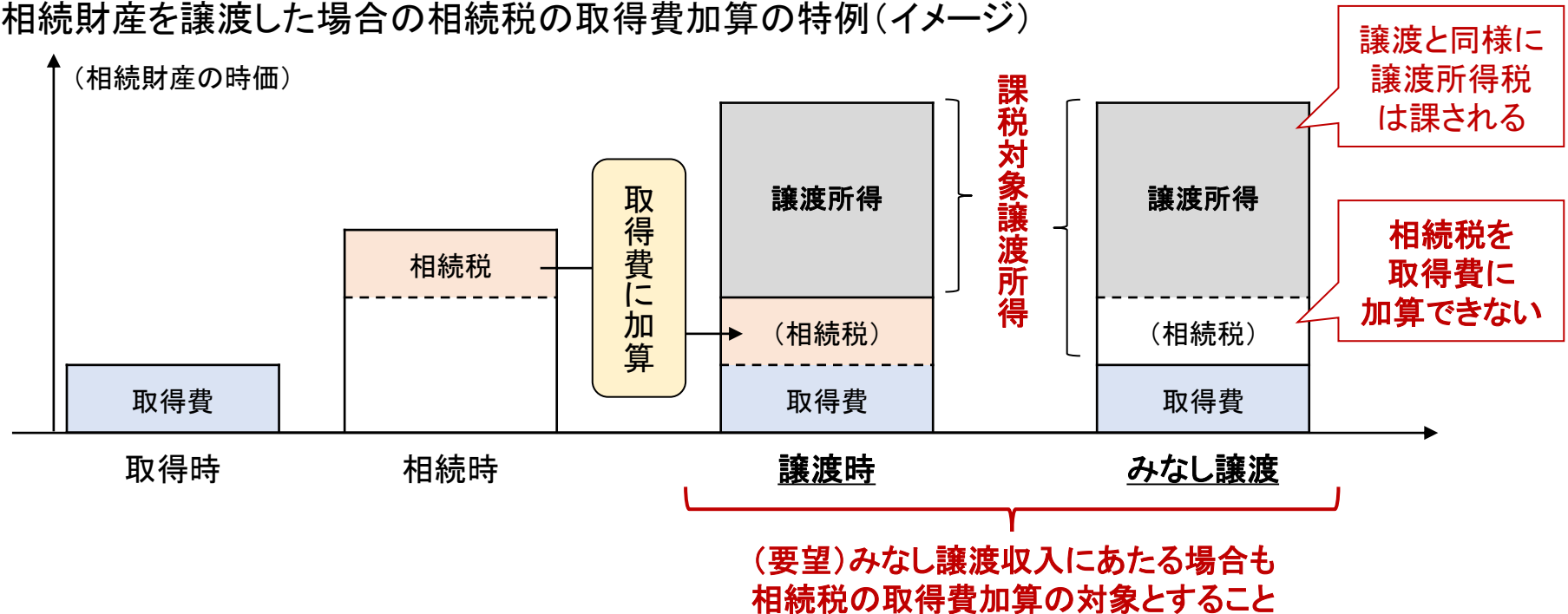


- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続を行う必要がある。

(2) みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

- 本特例は、相続財産の「譲渡」をした場合に適用されるものであり、この「譲渡」には、公社債の償還等の「譲渡所得等に係る収入金額」とみなされるもの(みなし譲渡収入)は含まれないとされている。
- そのため、みなし譲渡収入にあたる場合も、「譲渡」と同様に譲渡所得税は課されるにも関わらず、相続税を取得費に加算することができない。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)



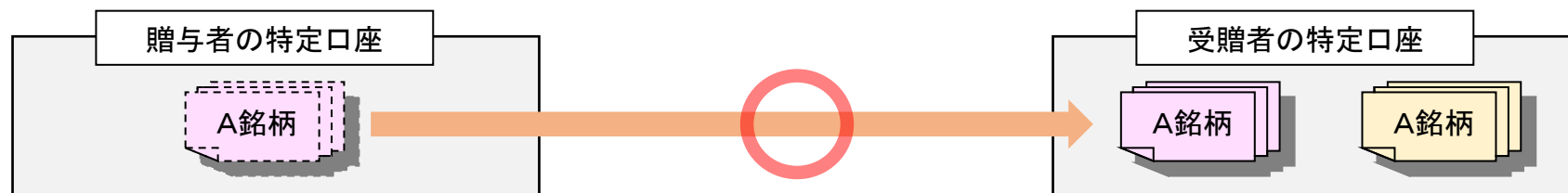
【みなし譲渡にあたる場合の例】

公社債及び社債的受益権の元本の償還、合併・株式分配・資本の払戻し等により金銭等の交付を受ける場合など

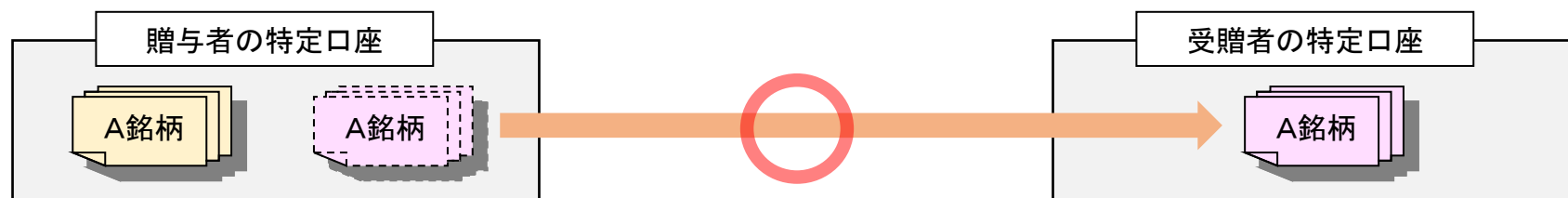
2. 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

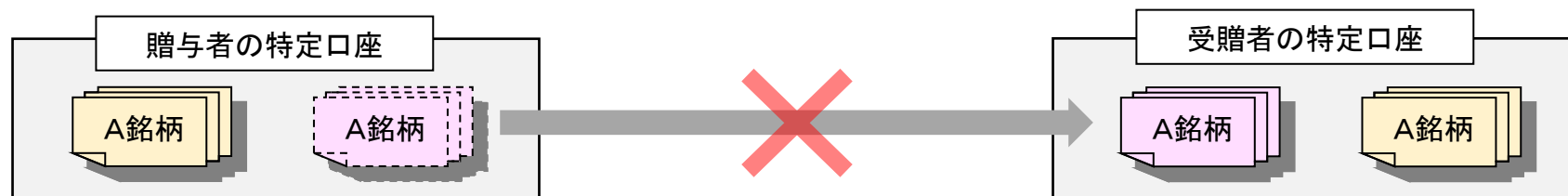
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

Ⅲ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

(注)実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- 個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要。
- ⇒ 個人投資家がヘッジや分散投資としてデリバティブ取引を活用することで、家計による成長資金の供給の拡大や資産形成に資するために損益通算範囲の拡大が望まれる。

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	－

現在、損益通算が
認められている範囲

損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

【令和6年度税制改正大綱(抜萃)】

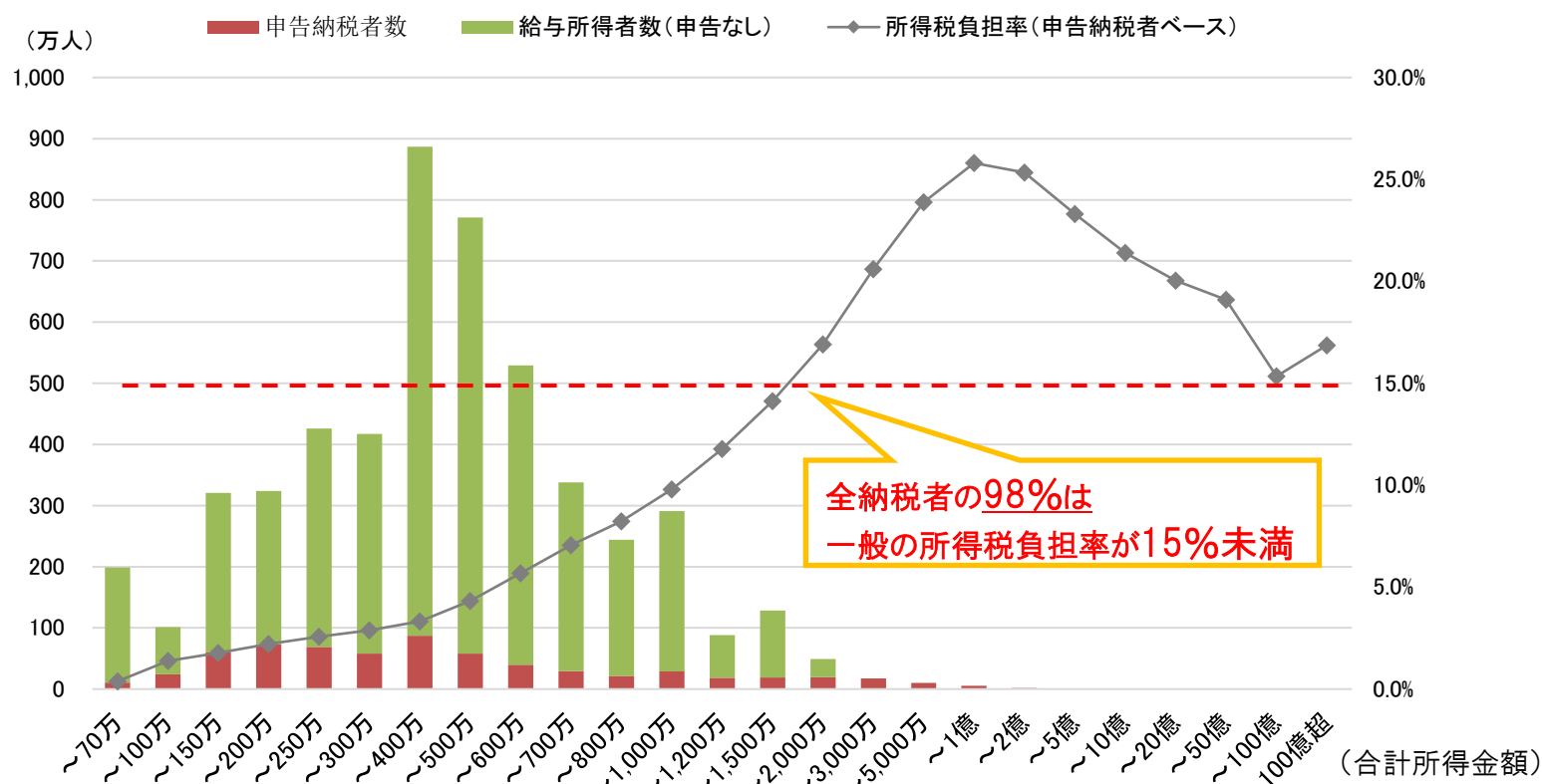
デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

【要望】

金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律（国税15%、地方税5%）。
- 国税15%という税率は、全納税者（申告納税者＋申告なしの給与所得者）の約98%（約5,065万人）にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないか

金融所得の税率と一般税率（所得税）とのバランス

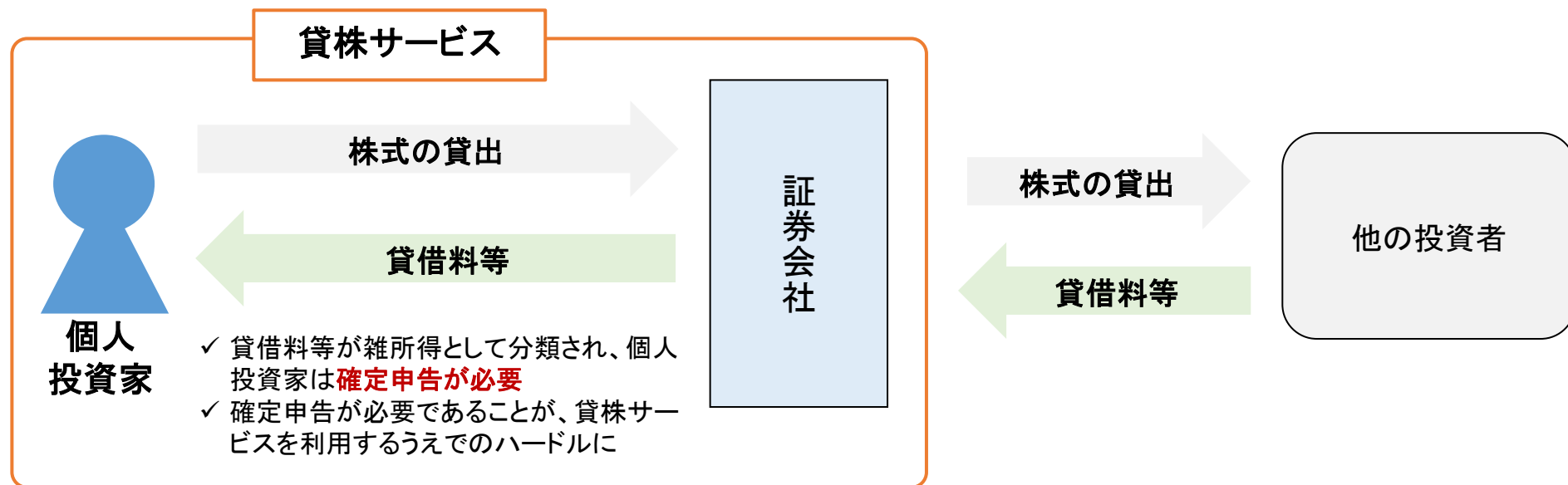


(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査(令和4年分)」および「申告所得税標本調査(令和4年分)」をもとに日証協試算。

【要望】

個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

- 貸株制度は、市場の流動性向上による公正な価格形成の実現及び決済の安定性の向上に寄与し、近年、その意義は益々重要になっている。
- ⇒ 現在の株券の貸し手はいわゆる大型株を持つ機関投資家等が中心であり、個人投資家の保有比率が高い中小型株や新興市場銘柄等についても貸株市場への供給が望まれる。



個人が受け取る貸借料等について、特定口座での源泉徴収の対象とすることで

- ① 貸借料等収入による投資者の資産形成の一層の推進
- ② 貸株環境の改善に伴う市場流動性の向上
- ③ 貸株供給増加による決済面での市場安定性向上 といった効果が期待できる

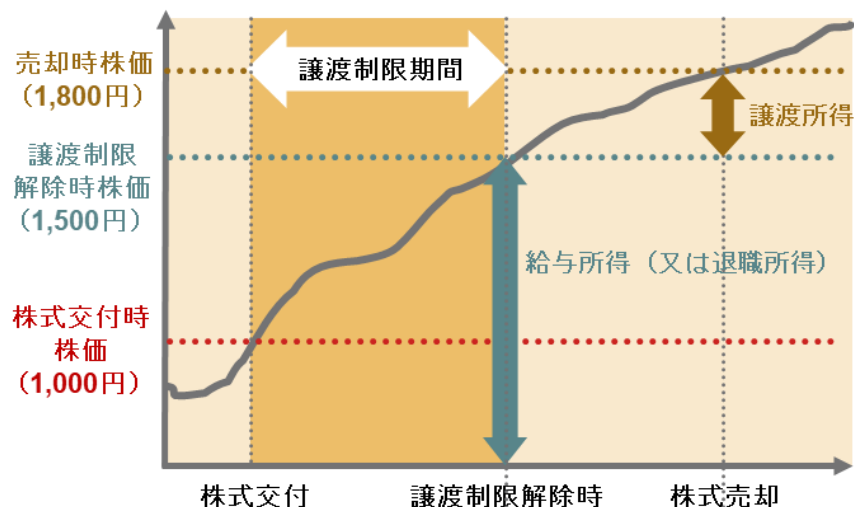
IV スタートアップを支援するための税制措置

1. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

【要望】

企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

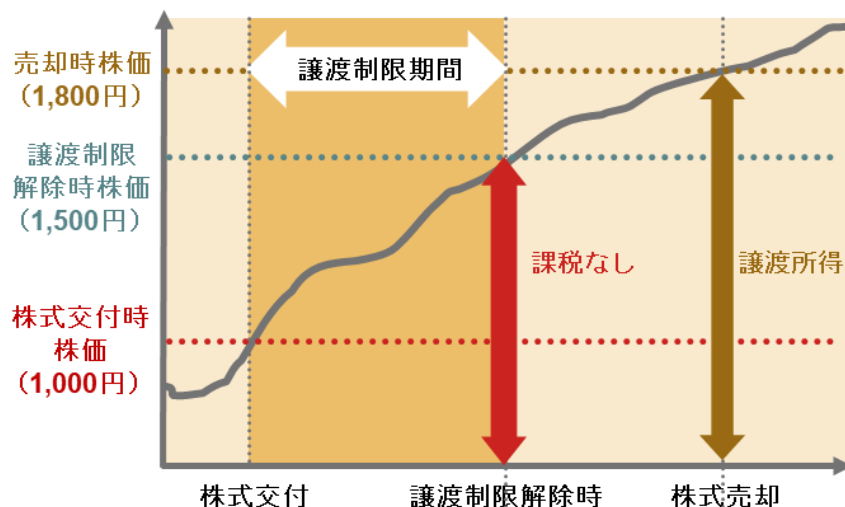
通常のRS



所得課税

譲渡所得
課税

税制適格RS(案)



課税なし

譲渡所得
課税

2. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

【要望】

以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること

- J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
- 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

【対象非上場株式等の例】

J-Ships (特定投資家向け銘柄制度)	➤ 非上場企業の資金調達の円滑化と投資家の資産運用の多様化を目的として新たに創設された、特定投資家私募等を活用した取引制度 プロ投資家の非上場株式等に対する投資機会の拡充及び既存株主等による非上場株式等の売却手段の多様化を図るために創設された制度。本制度の整備及び特定投資家の要件の弾力化により、リスク許容度の高いプロ投資家に即した投資機会の提供及びスタートアップへの成長資金の供給を促進する意図がある。
株主コミュニティ制度	➤ 地域に根差した企業や新規・成長企業等を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に、証券会社が銘柄毎にコミュニティを組成し、取引を行うといった制度 株主コミュニティの参加者は、その会社の役職員や株主といった関係者のほか、リスク許容度の高いプロ投資家、企業の成長を支援する意向のある投資者等が想定されている。スタートアップを含む非上場企業は、株主コミュニティを活用することで、こうした参加者に対して自社の株式等への投資機会を提供することが可能。
AA型種類株式 【日本・トヨタ自動車】	➤ 株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行 そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない。5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる。 ※2021年4月に発行体によって全部取得済み

3. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

【要望】
非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託等）について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いにすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

法人税法上、投資信託法に定める「証券投資信託（主として金商法第一項有価証券に投資を行うもの）」に該当しない私募投資信託については「法人課税信託」として取り扱われるため、信託段階と受益者段階で二重に課税が発生することとなる。

	課税対象者	信託自体への課税	損益認識時
集団投資信託	受益者	なし	分配金受領時
法人課税信託	受託者（信託）	あり（受託者）	発生時
（参考）受益者等課税信託	受益者	なし	発生時

⇒一般的に非上場株式等への投資は匿名組合や投資事業有限責任組合等のファンドを通じて行われるが、こうしたファンドに純資産の50%超の投資を行う私募投資信託については上述のように「法人課税信託」として取り扱われてしまう。

非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託など）については通常の公募投資信託と同様に「集団投資信託」として取り扱うべき。

【公募・私募の別による課税上の取扱い】

	公募(株式投信の場合)	私募(株式投信の場合)
収益分配時	・ 配当所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の源泉徴収 ・ 確定申告不要、総合課税、申告分離課税のいずれかから選択可能	・ 配当所得として20.42%(所得税・復興特別所得税のみ)の源泉徴収 ・ 原則として、<u>総合課税による確定申告が必要</u>
譲渡時	・ 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 ・ 売却損について申告分離課税を選択した上場株式等のグループ内で損益通算可能 ・ また、売却損については翌年以後3年間繰越可能	・ 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 ・ 売却損について申告分離課税を選択した<u>一般株式等のグループ内で損益通算可能(上場株式等との損益通算はできない)</u> ・ <u>売却損の繰越不可</u>
解約・償還時	同上	・ <u>元本相当額超過額は「収益分配時」と同様に配当所得として課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は「譲渡時」と同様に譲渡所得として課税される</u>
買取時の特例	・ 金融商品取引業者等が、顧客から受益権を買取った翌営業日までに償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は非課税	・ <u>非課税措置は手当されておらず、金融商品取引業者等が償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配に源泉税が課される</u>

⇒税法上、公募の投資信託は「上場株式等」として取り扱われ、私募の投資信託は「一般株式等」として取り扱われる。

広く個人投資家によるスタートアップ又は非上場株式への投資を促進する趣旨から、非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託など)についても上場株式等と同様の取扱いを認めるべき。

V 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

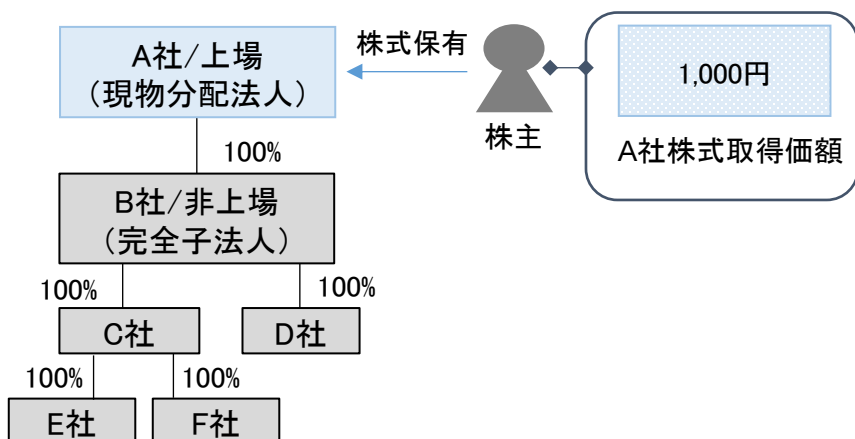
【要望】

グループ通算制度を採用する株式会社において、スピンオフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと

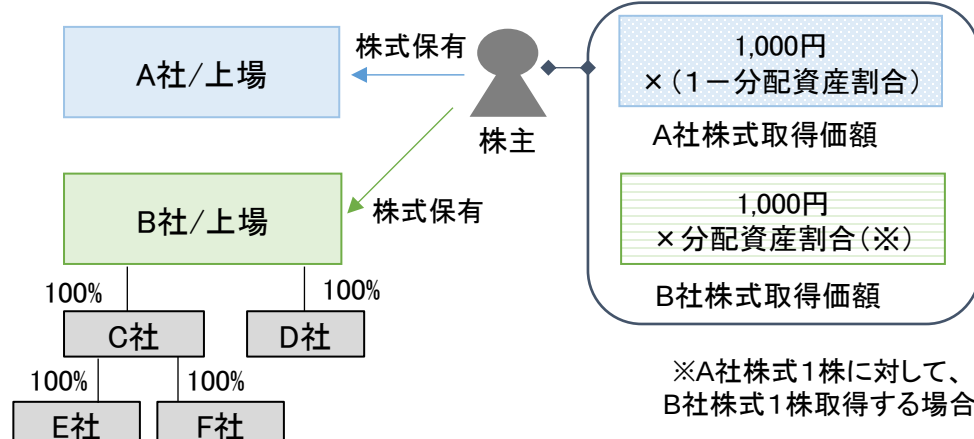
現物分配法人が株式分配日までに分配資産割合を算出できないことで、株主及び証券会社は現物分配法人株式及び完全子法人株式の取得価額が分からず、当該株式の譲渡に多大な影響が生じる。

- 当該株式が一般口座で管理される場合、個人株主は確定申告が必要になるほか、分配資産割合の通知前に当該株式を譲渡したときは、修正申告(追加納税)や更正の請求(還付請求)などの税務手続が必要。
- 当該株式が特定口座で管理される場合、証券会社は、個人株主が分配資産割合の通知前に当該株式を譲渡したとき、特定口座内の譲渡損益や源泉徴収金額等の再計算、年間取引所報告書や取引残高報告書等の再作成・再交付が必要。

株式分配直前



株式分配後



分配資産割合 = $\frac{\text{株式分配直前の現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額}}{\text{現物分配法人の純資産の金額(前事業年度終了時から株式分配の直前までの一定の増減額を含む)}}$

グループ通算制度採用企業は、完全子法人のすべての連結子会社における「効力発生日前日の純資産の金額」を把握し、分配資産割合の計算に用いる「完全子法人株式の帳簿価額」に反映(投資簿価修正)させる必要がある。

→効力発生日前日より前に、株主へ分配資産割合を通知することは困難。

【要望】

上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

【参考】政府税調(平成12年10月3日)「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

「資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い」と考えられるコーポレートアクションの例

発行体からのオファーによる債券交換

預託証券等(ADR、CDI、JDR等)と株式の交換

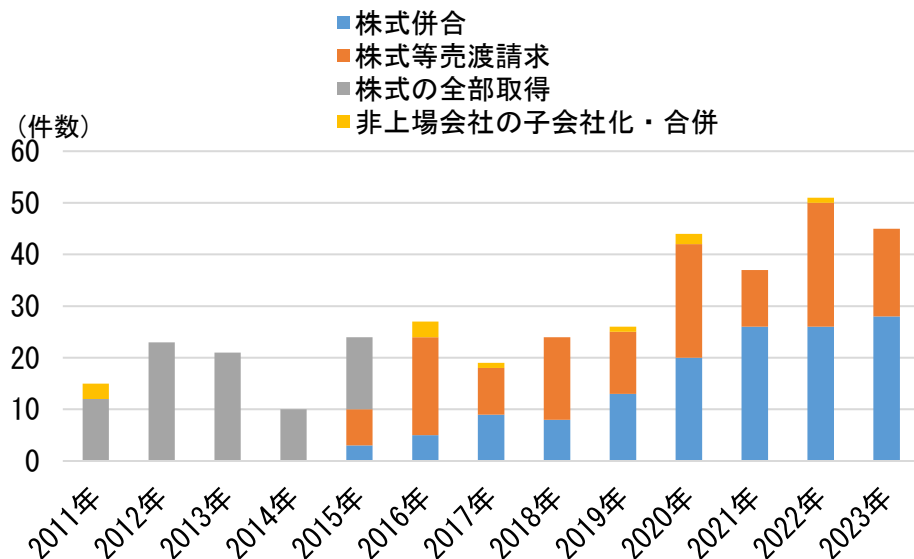
外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続性が担保されていることを証することができるもの

【要望】

上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

- 上場会社が非上場化する過程においては、公開買付け等により過半数を大きく上回る株式等を買集めた後、少数株主等の同意を得ることなく残りの全ての株式等を取得するスクイーズアウトと呼ばれる方法が多く採用されている。
- スクイーズアウトの前までは上場株式等を保有していたにも関わらず、現在、スクイーズアウトによって少数株主に交付された金銭は、「一般株式等の譲渡」として取り扱われている。
- ⇒ これによって、投資者は、当該金銭について上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を利用できない不利益が生じているため、適正化を要望する。

東証上場銘柄のスクイーズアウトによる上場廃止件数(左グラフ)と
2023年中の主なスクイーズアウト対象銘柄(右表)



(出所) 日本取引所グループより日証協作成

銘柄	上場廃止理由
東芝	株式の併合
日立物流	株式の併合
日鉄物産	株式の併合
日医工	株式の併合
日新電機	株式等売渡請求による取得

【要望】

発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

- 上場会社において「みなし配当」が発生する場合、発行体は証券会社に対して、その交付金銭等に関する情報を通知することが義務付けられている。また、投資信託・投資法人の二重課税調整が必要な分配金等の支払を証券会社を経由して行う場合、投資運用会社や投資法人から証券会社に対して、その二重課税調整必要情報の提供が義務付けられている。
 - 証券会社においては、通知を受けた交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報をもとに源泉徴収事務を適正に履行しているが、これらの通知の遅延や情報の訂正があった場合には、証券会社において訂正処理を行い、投資者によっては確定申告の修正申告が発生する等、証券会社・投資者の双方に多大な負担が生じている。
- ⇒ 正確な交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報の通知徹底については、発行体に対して重ねてお願いしているところであるが、今後も発生する可能性があるため、証券会社・投資者の負担軽減の観点から、適正化を要望する。

効力発生日	通知日	対象	個人株主数	通知事由
2018年6月29日	2018年6月29日	P社	21,289	交付金銭等情報の掲載遅延
2018年12月21日	2018年12月14日	SG社	25,149	交付金銭等情報の訂正
2018年12月25日	2019年2月22日	E社	10,808	交付金銭等情報の掲載遅延
2019年3月28日	2019年4月2日	I社	1,540	交付金銭等情報の掲載遅延
2020年6月30日	2020年6月29日	SV社	9,365	交付金銭等情報の訂正
2020年1月以降	2020年12月14日	N社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2020年9月7日、 2021年2月26日	2021年3月8日	GE社	19,307	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年3月16日	2021年3月23日	C社	—	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年9月21日	2021年11月26日	M社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2023年6月29日	2023年8月16日	A社	1,169	交付金銭等情報の掲載遅延
2023年9月28日	2024年2月28日	GA社	—	交付金銭等情報の訂正

(注)個人株主数は、効力発生日直前に提出された有価証券報告書記載の「個人その他」の株主数

【要望】

資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

- 配当金が資本剰余金を原資とするものであった場合、「資本の払戻し」に該当する部分は「みなし譲渡」となる。「みなし譲渡」部分については、措法通達37の10・37の11共－1(6)により、収入すべき時期は「その効力を生ずる日」とされている。
- この通達を踏まえ、証券会社においては、源泉徴収選択口座で保管する株式について、「資本の払戻し」があった場合、発行体からの純資産減少割合等の情報の通知(交付に係る効力発生日の2週間前までに行うこととされている。)をもとに、効力発生日において取得価額の調整処理を行っている。
- しかし、配当に関する株主提案等が行われたことを受け、「配当金支払開始日が配当基準日から起算して3か月を超える場合」については、配当の効力発生日として株主総会の日を設定することとされている(注)。
- この場合、純資産減少割合等の情報の通知は効力発生日(株主総会の日)以後に行われることになり、効力発生日(株主総会の日)から通知がされるまでの間で当該銘柄の売買が行われた場合、証券会社では特定口座の取得価額・損益を再計算する必要があり、過大な事務負担となっている。

【参考】特定口座に係る再計算 ※矢印のように遡及して修正が必要

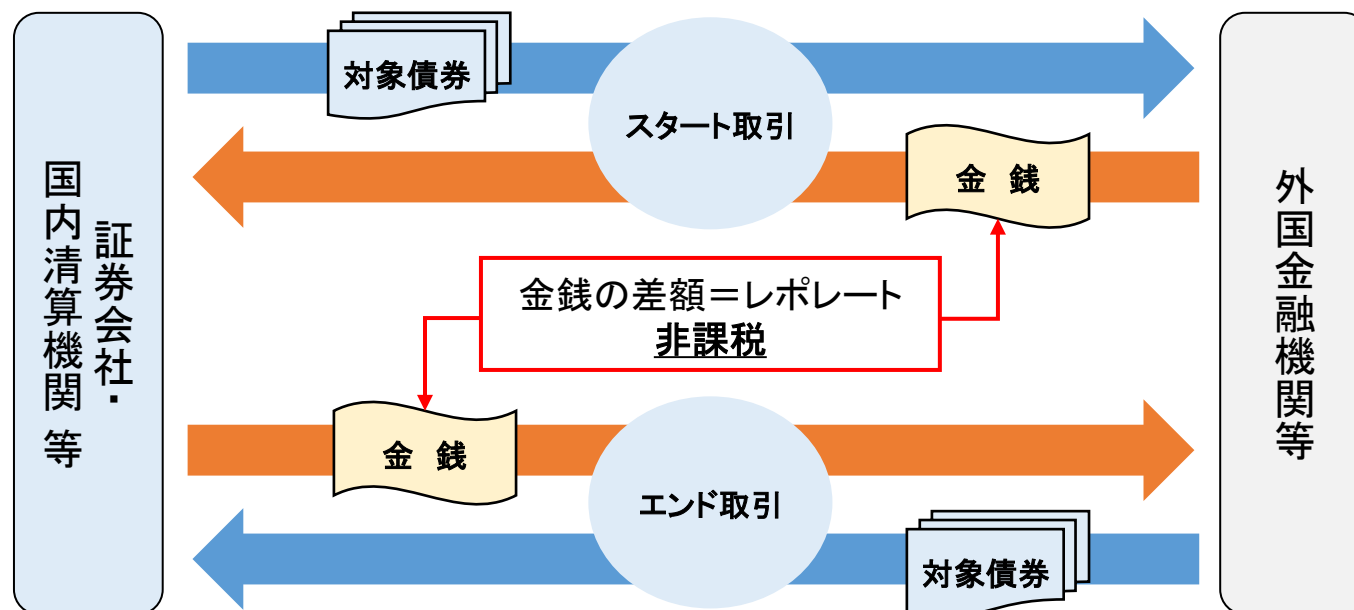
	効力発生日 (株主総会の日)	取引日	純資産減少割合等の 情報の通知日
取得価額	100円		
(調整後取得価額)			90円
譲渡価額		200円	
譲渡損益		100円	110円
源泉徴収税額 (20%)		20円	22円

(注)リズム株式会社の第4期定時株主総会(2024年6月21日)において、剰余金の処分について、同社の利益剰余金を上回り、その他資本剰余金も原資とする必要がある金額の株主提案が行われた(配当金支払開始日:2024年7月12日、配当の効力発生日:定時株主総会の日)。

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること



〔対象債券〕

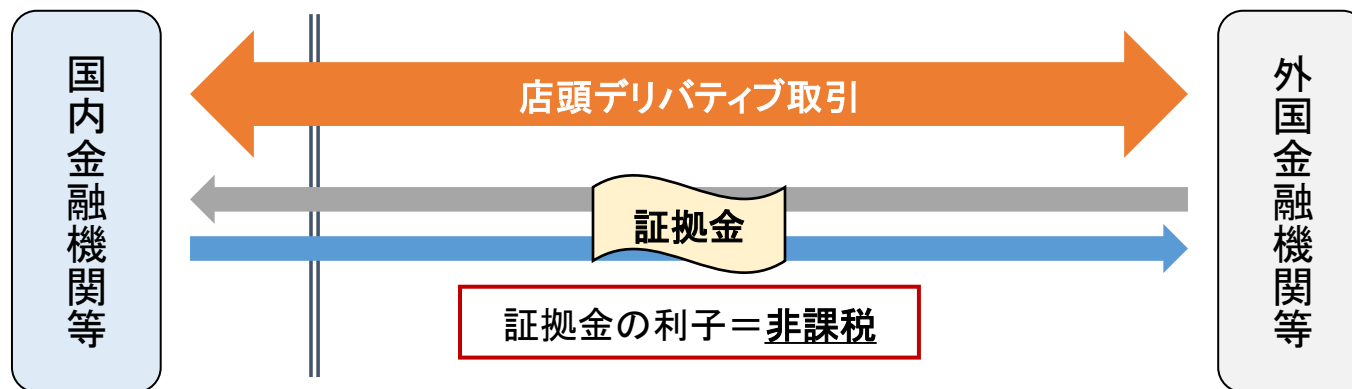
- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

➡ **【期限撤廃】**2026年3月末までとされている適用期限を撤廃すること

【拡充】対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大するとともに、外国金融機関等の範囲に法人格のない組合理又は信託型の外国籍ファンドを加えること

【要望】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること



〔外国金融機関等〕外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人
(租税特別措置法第42条第4項第1号)



【期限延長又は撤廃】2027年3月末までとされている適用期限を撤廃すること
【拡充】外国金融機関等の範囲に、租税特別措置法第42条の2第3項に規定する
外国金融機関等以外の外国法人を加えること

【要望】

OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

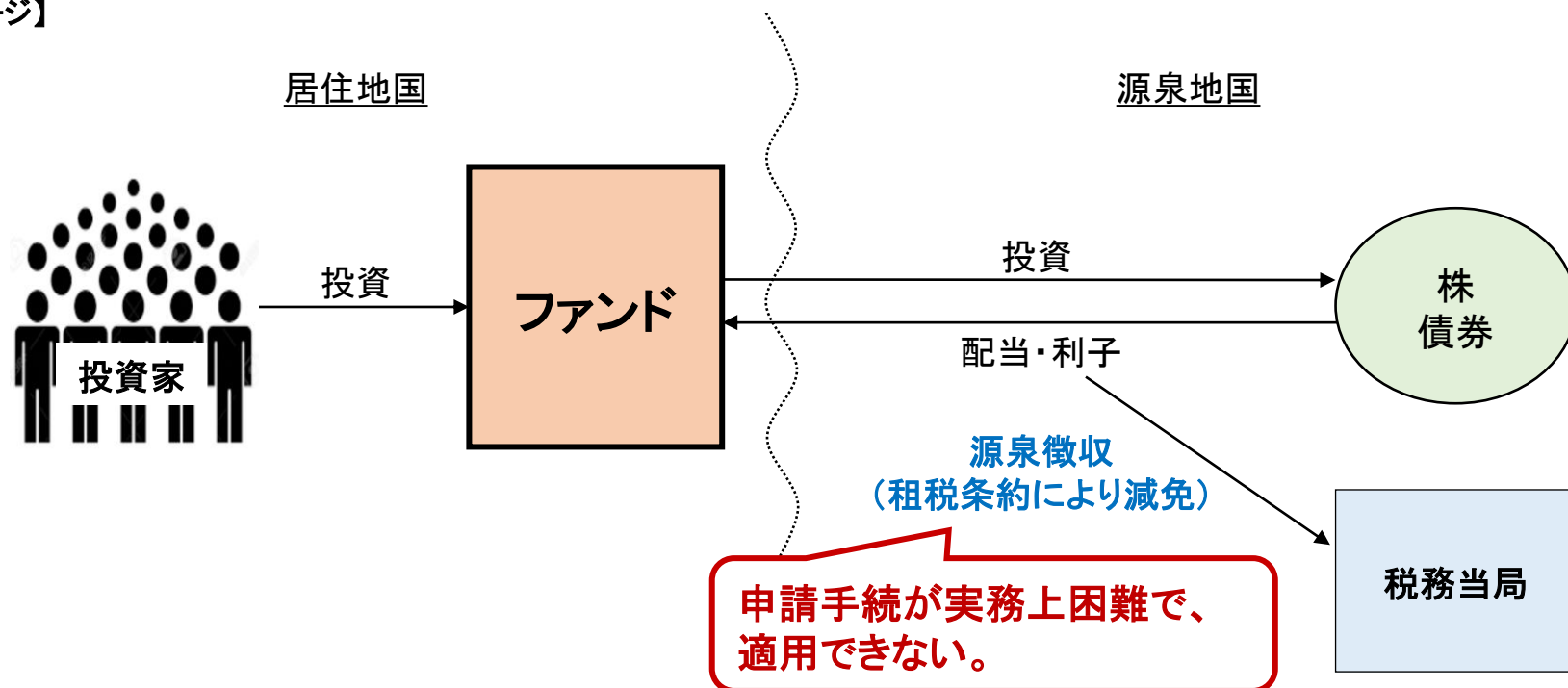
【要望】

クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところである。
- しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。
- このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にある。

⇒ **クロスボーダー投資について租税条約等に係る手続の見直しを行うべき。**

【現行イメージ】



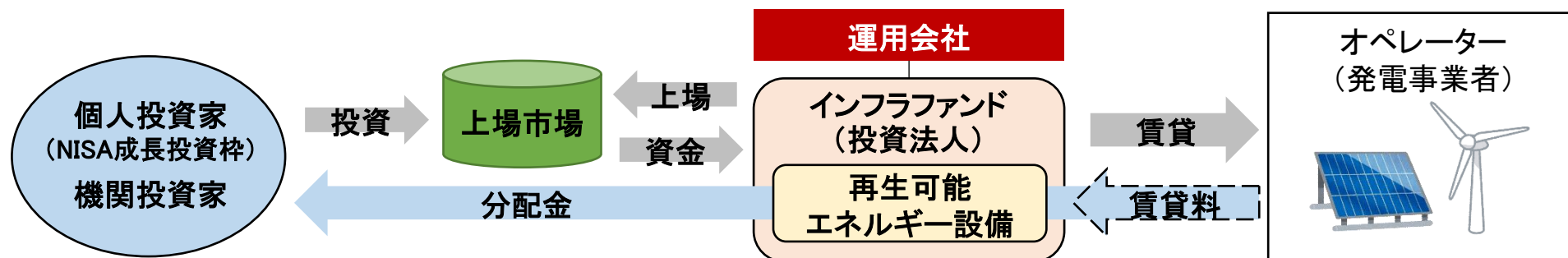
3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、以下の措置を講ずること

- ・上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
- ・上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
- ・上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること

- ・ 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設、2016年6月に第1号案件が上場。現在5銘柄が上場し、資産規模は2,786億円、時価総額は1,644億円まで成長。投資主数も個人投資家を中心に約8万人まで拡大。(2023年9月末現在)
- ・ 上場インフラファンドは、再生可能エネルギーの拡大に必要な資金の供給や、ESG投資機会とその収益を幅広く国民へ提供・還元することを通じて、「GX」及び「成長と分配の好循環」の実現に貢献。



- 現在は、設備の取得期限(2026年3月31日まで)があり、また、導管性の付与期間が20年間とされているため、中長期の事業計画を必要とする風力等の開発や、導管性の適用継続を前提とした設備の取得・再投資が困難
- 賃貸要件があるため(設備取得時にスキーム変更を要するため)、大規模案件への共同投資や既設設備の取得も困難

【要望】

投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

分配金等(外国税額除く)



分配金等(外国税額除く)

外国税額

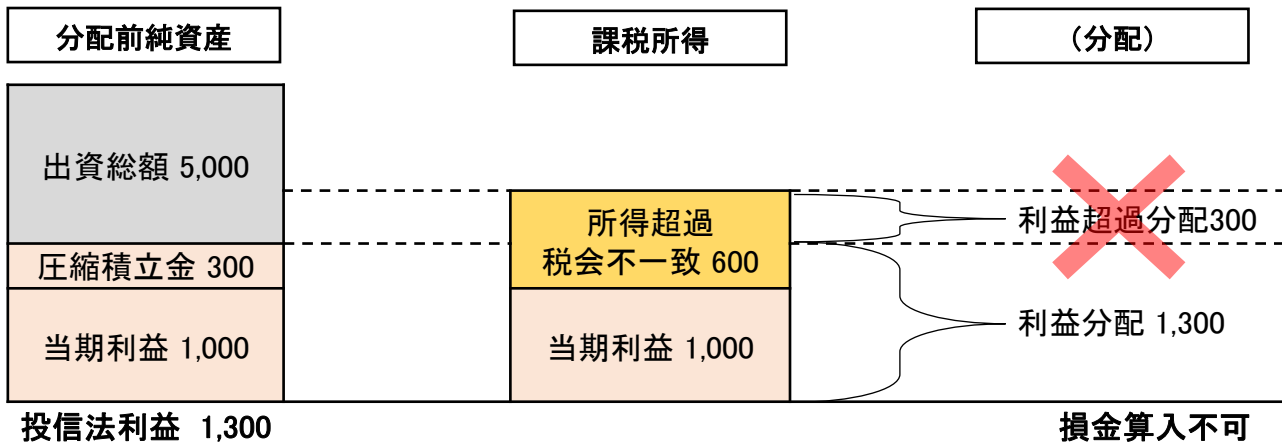
国税では外国税額を課税標準額に加算したうえで税額計算を行い、二重課税分を控除する

地方税の課税標準額は国税に準じるが、地方税については外国税額控除制度が存在しないため、加算された外国税額分だけ地方税の負担が増してしまう

【要望】

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと

- 任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないため導管性要件を充足できず二重課税が発生するおそれがある。
- これを回避するためには圧縮積立金を全額取り崩す必要があるが、当該期の分配金に与える影響は大きく、**特に買換特例圧縮積立金の場合には対象資産を売却しなければならないため二重課税の解消が事実上困難な状況**



【要望】

- ・投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること
- ・投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること

	不動産取得税	登録免許税 (所有権の移転)
通常	—	1,000分の20
投資法人等	課税標準額を2/5に軽減	1,000分の13

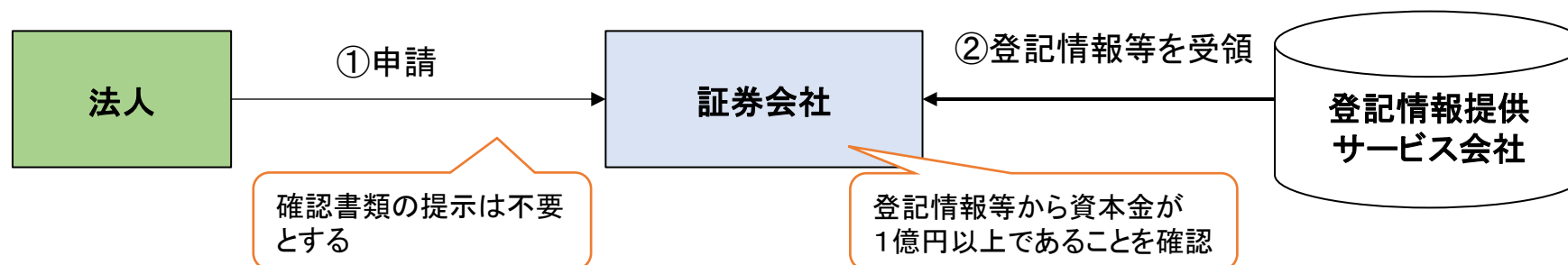
 2025年3月末までとされている適用期限を延長すること

4. 事務手続の簡素化及び効率化

【要望】

税務手続の更なるデジタル化を推進すること

- 資本金1億円以上の内国法人の利子等の源泉徴収不適用制度の申請を行う場合は、申請書と資本金が確認できる書類(貸借対照表や登記簿謄本等)の提出が必要となるが、当該確認書類につき金融機関の登記情報提供サービスに規定する指定法人から送信を受けた登記情報等による確認による方法を認め、電子的に申請が行えるようにすること。



5. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】
上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 （1年目）	▲500万円 （2年目）	▲500万円 （3年目）	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

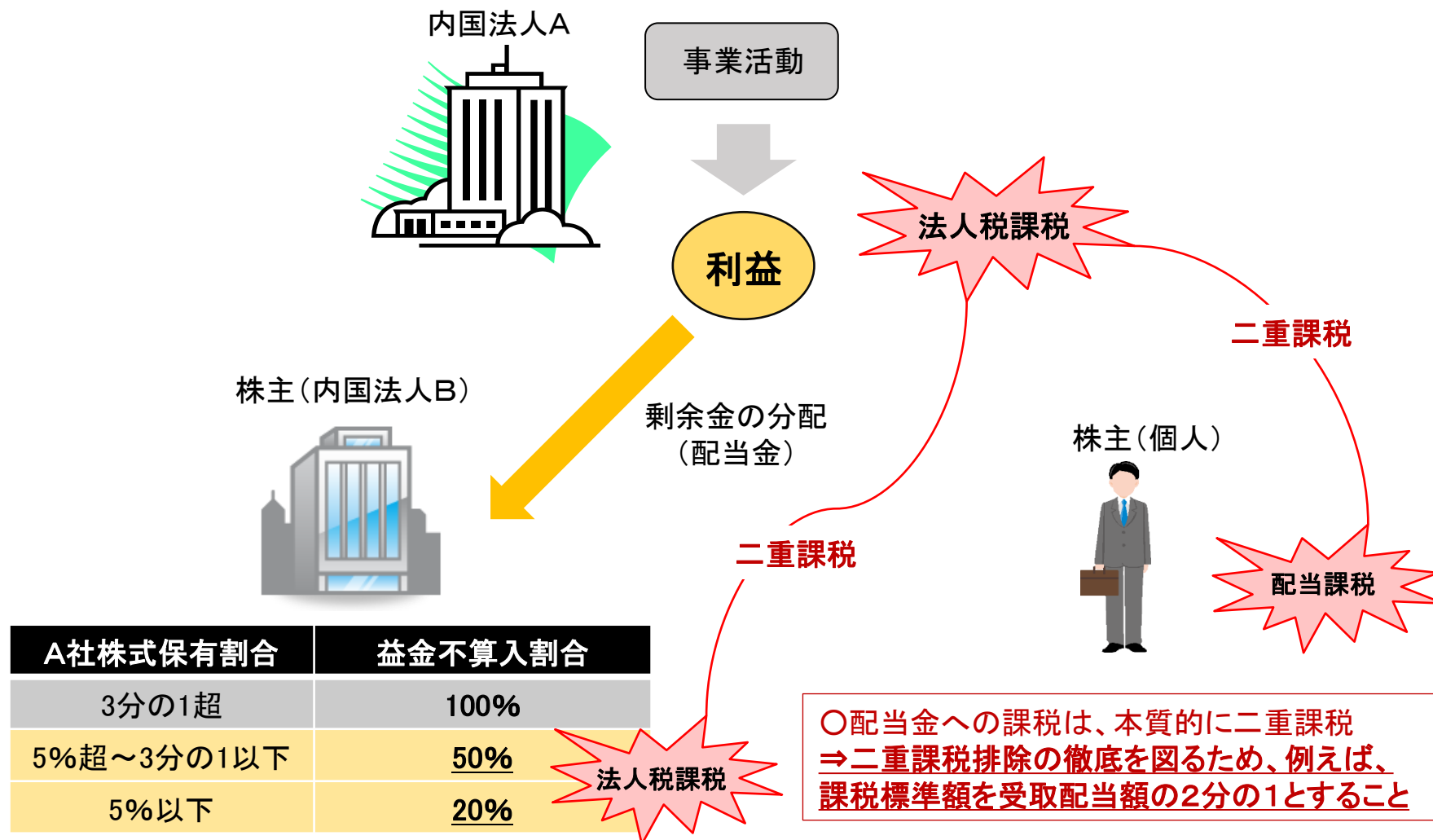
【現行制度】
2023年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間（2026年まで）の繰越が可能

【問題点】
上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目（2027年）に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

6. 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること



VI SDGs推進のための税制措置

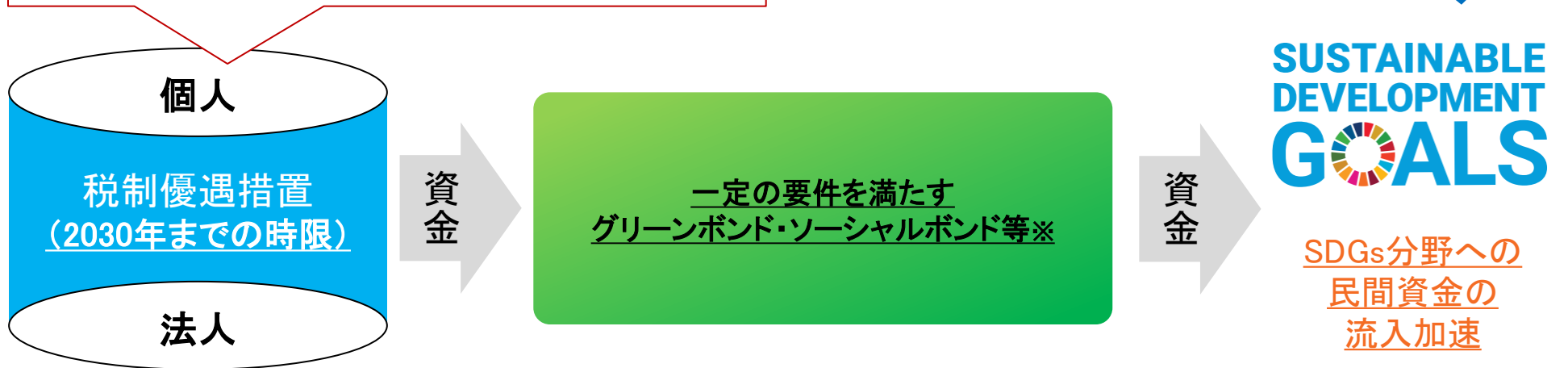
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）

【例（債券の場合）】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券について
その残高額の1%を所得控除として与える



（注）一定の要件（税制適格債券の基準）とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

(参考)税務統計の充実に向けた提案

- 総務省は「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、各方面の統計ニーズを踏まえた公的統計の作成及び提供を推進し、報告者負担に配慮した改善を図るため、国が実施する統計調査について、回答に当たっての様々な負担の軽減や調査方法の改善などの要望等を募集
- 日証協は平成30年8月に日本経済団体連合会が実施した「総務省『統計調査に関する提案募集』に向けたアンケート調査」に以下のとおり意見を提出

<日証協回答(一部抜粋)>

✓ 日本の税務統計等の精緻化について

国税庁が公表している税務統計は、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進していくうえで重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく意義があると考え。そのうえで、日本の税務統計等の項目については、以下の点でより精緻化する余地があるのではないかと(中略)

・NISA制度に関する統計を作成・公表すること

現在、NISA制度の統計については金融庁からの依頼により各金融機関が提供した情報に基づいて作成されている。NISA制度では各金融機関は非課税口座年間取引報告書等を税務署に提出しており、そこから統計を作成・公表いただきたい。

(参考)NISAと同様の制度を持つイギリス(ISA)・カナダ(TFSA)においては、税務当局(HMRC、CRA)が主体となって、税務当局特有の観点も含めた多面的な統計を公表しており、これらの充実した統計が、制度の改善等を議論するにあたり重要な材料となっている。

✓ 日本のGDP推計における分配側の計算の精度向上について

GDP統計における家計の受取利子・配当額について、アメリカ・イギリスでは、税務データを積み上げて推計を行っているが、日本では残差から推計することとなっているため、実態との乖離が大きい可能性がある

◆ 証券業界はSDGsを支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- ◆ SDGs(持続可能な開発目標)とは、“誰一人取り残さない”世界の実現に向けて、国連が定めた17の目標と169のターゲットからなる国際目標です。